

平成18年
8月発行

私たちの共済年金



(組合員負担)
平成18年9月から国共済年金の掛金率は
7.3835%になります

平成16年の財政再計算により、掛金率は次表のとおりとなっています。

(単位:%)

	現 行	18年9月~	19年9月~	20年9月~
掛 金 率	7.319	7.3835	7.448	7.5125
負担金率	7.319	7.3835	7.448	7.5125
保険料率	14.638	14.767	14.896	15.025

保険料率は、掛金率(組合員負担)と負担金率(事業主負担)とで、2分の1ずつの負担となっています。

国家公務員共済組合連合会
〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 ☎03-3222-1841(代)

<http://www.kkr.or.jp>

被用者年金制度の一元化について

平成18年4月28日に閣議決定された「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」の主なポイントを説明します。

保険料率の統一

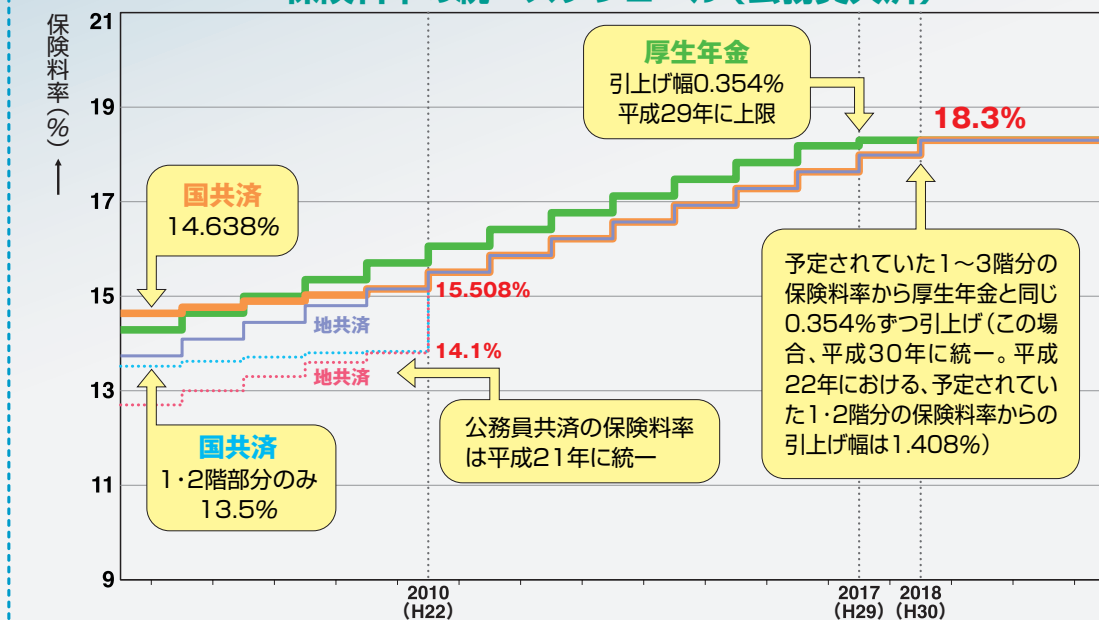
共済年金の1・2階部分（被用者年金制度に共通する給付）の保険料率については、国共済と地共済の保険料率が統一される翌年の平成22年以降、今後廃止される職域部分（3階部分）も含めた保険料率を、1・2階部分の保険料率として、毎年、厚生年金と同じ0.354%ずつ引き上げ、平成30年に厚生年金の保険料率（18.3%）に統一。

現在、共済年金の保険料率は、基礎年金（1階部分）、厚生年金相当額（2階部分）及び職域部分（3階部分）に対応する率となっていますが、厚生年金の保険料率は、1階部分と2階部分に対応する率となっています。

被用者年金制度

共済年金制度（国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済）及び厚生年金保険制度を「被用者年金制度」といいます。

保険料率の統一スケジュール（公務員共済）



職域部分の取扱い

現行の公的年金としての職域部分（3階部分）は、平成22年に廃止し、新たに公務員制度としての仕組みを設ける。

■ 民間企業には企業年金が普及していることなどから、人事院による諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態調査結果を踏まえて、新たに公務員制度としての仕組みを制度設計することとされています。

■ なお、職域部分の廃止に際し、

- ★ 現行制度に基づく既裁定年金（決定済の年金）の給付は存続する。
- ★ 未裁定者については、これまでの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、公務員共済については、公務員制度としての新たな仕組みの制度設計を踏まえて検討することとされています。

職域部分

職域部分（3階部分）は、公務の能率的な運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等の特殊な立場を考え、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものです。